

保有個人情報訂正請求書

2023年7月18日

日本共産党中央委員会幹部会 幹部会委員長 殿

(ふりがな) まつたけ のぶゆき

氏名 松竹 伸幸

住所又は居所

〒

個人情報の保護に関する法律（以下「法」）第34条及び日本共産党（以下「党」という。）中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の教示を受けた日	2023年5月17日
訂正請求の対象となる保有個人情報	2023年5月15日付け「保有個人情報開示請求について」に記載されている「「しんぶん赤旗」などで発表されているもの」のうち、「しんぶん赤旗」のウェブサイトの下記URLに記載されている「松竹伸幸氏の除名処分について」に記載されている個人情報 https://www.jcp.or.jp/akahata/aik22/2023-02-07/2023020704_01_0.html
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) 別紙記載のとおり (理由) 別紙記載のとおり

1 訂正請求者 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(別紙) 訂正請求の趣旨及び理由

第1 趣旨

2023年5月15日付け「保有個人情報開示請求について」に記載されている「「しんぶん赤旗」などで発表されているもの」のうち、2023年2月6日付け「「松竹伸幸氏の除名処分について」日本共産党京都南地区委員会常任委員会 京都府委員会常任委員会」(https://www.jcp.or.jp/akahata/aik22/2023-02-07/2023020704_01_0.html) (以下、「除名処分通知書」という。)に記載されている個人情報については事実ではないと思料するので、下記「訂正を求める事項」1ないし5のとおり訂正するよう求める。

訂正を求める事項

- 1 「なお、松竹伸幸氏の所属党組織は南地区委員会の職場支部ですが、松竹伸幸氏がすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、当該職場支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。」について、「当該職場支部委員会の同意のもと、」の部分削除するよう求める。
- 2 「(1) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない(あるいはそれを許さない)政党だとみなされる」などのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくりたくない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、松竹伸幸氏が、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実を歪めて攻撃していることは重大です。」について、以下のように訂正するよう求める。(下線部が訂正を求める部分である。)
「(1) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない(あるいはそれを許さない)政党だとみなされる」などのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくりたくない」という民主集中制の組織原則と相いれないものですが、松竹伸幸氏が、この主張と一体に、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない(あるいはそれを許さない)政党だとみなされる」などのべていることは重大です。」
- 3 「(2) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜きの専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと攻撃を行っています。」について、以下のように訂正するよう求める。(下線部が訂正を求める部分である。)

- 「(2) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、第22回党大会決定を支持する立場から「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、第22回党大会で決定された日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針に基づき、日米安保条約も自衛隊も維持する第一段階において、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、この間の党の政権構想及び政策対応に対して、「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと指摘しています。」
- 4 「(3) 松竹伸幸氏は、「週刊文春」1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い「個人独裁」的党運営」などとする攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本(1月発行)を、「「同じ時期に出た方が話題になりますよ」と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐことを働きかけたことを認めています。松竹伸幸氏はわが党のききとりに対して、この本の「中身は知っていた」と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。」について、以下のように訂正するよう求める。(下線部が訂正を求める部分である。)
- 「(3) 松竹伸幸氏は、「週刊文春」1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い「個人独裁」的党運営」などとする攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本(1月発行)を、「「同じ時期に出た方が話題になりますよ」と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐことを働きかけたことを認めています。松竹伸幸氏はわが党のききとりに対して、この本の「中身は知っていた」と認めました。党外出版物の販売促進の観点で行われたこの行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。」
- 5 「(4) わが党のききとりのなかで、松竹伸幸氏は、自身の主張を、党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、「それは事実です」と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障しています。しかし、松竹伸幸氏は、そうした規約に保障された権利を行使することなく、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。」については、全て削除するよう求める。

第2 理由

1 「訂正を求める事項」1について、除名処分通知書の冒頭の文章の内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由

上記第1の「訂正を求める事項」1について、内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由は、以下のとおりである。

ア。「松竹伸幸氏がすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っている」との事実は、認められない。その理由は、後記第2の2イ(ア)及び(イ)、第2の3、第2の4ア(ア)及びイに記載したとおりである。

しかし、保有個人情報の訂正請求は、保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行われるものであり、「評価・判断」については訂正請求の対象外とされている。

(ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。)

「公然と党攻撃を行っている」との記載は、党の「評価・判断」に該当すると考えられることから、本件訂正請求の対象とはしない。

イ. 「当該職場支部委員会の同意のもと、」との事実は、認められない。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 請求人に対する処分に係る手続において、党京都南地区委員会常任委員会及び党京都府委員会常任委員会（以下「府・地区委員会」という。）が当該職場支部委員会に対して、請求人に対する除名処分について同意を求めた事実はない。地区委員会による除名処分の決定後、地区委員会から当該職場支部の複数の委員に対して、地区委員会が請求人の除名処分を決定した事実及び翌日開催される府委員会の会議で除名処分が承認される予定という事実が電話で伝えられただけである。

(イ) 請求人に対する除名処分について、当該職場支部委員会が同意した事実はない。

(ウ) 2023年3月15日、党中央委員会規律委員会は、請求人に対して、「処分通知書および発表文にある「当該職場支部委員会の同意」とは、処分を地区委員会がおこなうことについてのべたものであり、処分の内容を意味するものではありません。」と回答しており、請求人への処分について当該職場支部委員会が同意した事実はないことを認めている。

ウ. 「除名処分の理由は以下のとおりです。」との事実は、認められない。その理由は、後記第2の2ないし5に記載したとおりである。しかし、「除名処分の理由は以下のとおりです。」との記載は、党の「評価・判断」に該当すると考えられることから、本件訂正請求の対象とはしない。ただし、除名処分理由書（4）については、後記第2の5に記載した理由により、削除を求める。

2 「訂正を求める事項」2について、除名処分通知書（1）の内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由

上記第1の「訂正を求める事項」2について、内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由は、以下のとおりである。

ア. 「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつぐらない」という民主集中制の組織原則と相いれないもの」との主張は、認められない。しかし、「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつぐらない」という民主集中制の組織原則と相いれないもの」という記載については、「党首公選制」という主張に対する党の「評価・判断」に該当すると考えられるため、本件訂正請求の対象とはしない。

イ. 「松竹伸幸氏が、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をゆがめて攻撃している」との事実は、認められない。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 請求人が「1月に出版した本」などで党規約に対して「事実をゆがめて攻撃」した事実は、存在しない。

(イ) 請求人が「1月に出版した本」などで「党規約が「異論を許さない」ものである」と主張した事実は、存在しない。

ウ。「重大です。」については、党の「評価・判断」に該当すると考えられるため、本件訂正請求の対象とはしない。

3 「訂正を求める事項」3について、除名処分通知書（2）の内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由

上記第1の「訂正を求める事項」3について、内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由は、以下のとおりである。

ア。「（2）松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで（略）党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと攻撃を行っています。」との事実は、認められない。その理由は、以下のとおりである。

（ア）請求人が1月に出版した本のなかなどで「「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよ」と主張した事実は、認める。しかし、請求人が「党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策」に対して「攻撃」した事実はない。

（イ）「核抑止抜き専守防衛」に関する請求人の主張については、党幹部会委員長が第22回党大会において「そうした過渡的な時期に、急迫不正の主権侵害、大規模災害など、必要に迫られた場合には、存在している自衛隊を国民のために活用する」と報告¹している事実に基づいて、第22回党大会決定を支持する立場から行った提案であり、「党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策」に対する「攻撃」には、該当しない。

（ウ）「安保条約堅持」に関する請求人の主張については、党幹部会委員長が2015年10月15日の日本外国特派員協会の記会会見において、記者からの「仮に日本有事が起こったさいには、安保条約の発動を求めますか」との質問に対して、「その時には、安保条約第5条で対応します」と回答している事実に基づくものであり、「党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策」に対する「攻撃」には該当しない。

（エ）「「安保条約堅持」と自衛隊合憲」に関する請求人の主張については、「新・綱領教室」（2022年4月15日初版）に、「野党連合政権としての憲法判断は「自衛隊＝合憲」論ということになります」「民主連合政府ができたとしても、自衛隊が存在している過渡的な時期は、「自衛隊＝合憲」論をとることになります」と記載されている事実に基づくものであり、「党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策」に対する「攻撃」には該当しない。

イ。「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などの請求人の指摘は、この間の党の政権構想及び政策対応において、第22回党大会で決定された日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針に基づく、日米安保条約も自衛隊も維持する第一段階の位置付けが明確にされていないことを指摘したもので、「党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策」に対する「攻撃」には、該当しない。

4 「訂正を求める事項」4について、除名処分通知書（3）の内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由

¹ https://www.jcp.or.jp/jcp/22taikai/201126_22_shii_ketugo.html

上記第1の「訂正を求める事項」4について、内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由は、以下のとおりである。

ア。「この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。」との事実は、認められない。しかし、「党攻撃のための分派活動といわなければなりません。」との記載は、「この行為」に対する党の「評価・判断」に該当すると考えられることから、本件訂正請求の対象とはしない。ただし、以下の2点を指摘しておく。

(ア) 2023年2月2日に実施された請求人に対する調査において、「この行為」に対して、「党攻撃のための分派活動」であると指摘された事実はない。

(イ) 請求人は、2023年4月25日付け保有個人情報の開示請求において、党中央委員会幹部会委員長に対して、私に対する2023年2月6日付け処分決定通知書及び党規約に記載されている「派閥・分派」の定義がわかる資料を求めたが、当中央委員会書記局は、「用語の定義であり、保有個人情報には該当しません。」と回答した。当該回答への反論は、同年6月19日付け審査請求書の4(2)オ(ア)及びカに記載したとおりである。

イ。「評価・判断」は訂正請求の対象外であるが、評価した行為の有無及び評価に用いられたデータ等は事実に当たる。したがって、評価した「この行為」の有無、及び「この行為」の評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

2023年2月2日に実施された請求人に対する処分に係る調査において、府委員会の調査員は、「この行為」に関する請求人の説明に対して、(党外出版物の)「販促(販売促進)の観点でのことだったんですね。」と発言して請求人の説明を認め、他の調査員もこの点について何も指摘していない事実がある。

京都府委員会の調査員の当該発言は、評価に用いられたデータ等に該当すると考えられる。したがって、「この行為」の趣旨は、「党外出版物の販売促進の観点で行われたこの行為」であるといえる。

5 「訂正を求める事項」5について、除名処分通知書(4)の内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由

上記第1の「訂正を求める事項」5について、内容が事実でないと思料する事項及び訂正を求める理由は、以下のとおりである。

ア。「評価・判断」は訂正請求の対象外であるが、評価した行為の有無及び評価に用いられたデータ等は事実に当たる。処分理由書(1)ないし(4)に記載された内容は、審査請求人に対する除名処分という「評価」に用いられたデータ等に該当する。

理由説明書(4)の「そうした規約に保障された権利を行使することなく、」について、党規約で保障されている党員の権利を行使しなかったことを理由として、除名処分をすることができるという規定(処分基準)は存在しない。

したがって、理由説明書(4)に記載された内容は、審査請求人に対する除名処分という「評価・判断」に用いられたデータ等に該当しないことから、全て削除するよう求める。

イ。2023年7月19日付け審査請求書4(1)オに記載したとおり、処分理由書(1)ないし(4)に記載された内容を請求人に通知することは、除名処分という不利益処分

の性質に鑑み、処分を行った府・地区委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する趣旨であると解される。

党規約で保障されている党員の権利を行使しなかったことを理由として、除名処分をすることができるという規定が存在しない以上、理由説明書（４）に記載された内容は、「処分を行った府・地区委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する趣旨」には該当しない。

ウ. 「突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。」との事実は、認められない。その理由は、上記第２の２イ（ア）及び（イ）、第２の３、第２の４ア（ア）及びイに記載したとおりである。

第３ 本件訂正請求にあたっての意見

①本件訂正請求に理由があると認められると判断し、本件対象保有個人情報の全部又は一部を訂正する場合、②本件訂正請求に理由があると認められないと判断し、本件対象保有個人情報を不訂正とする場合、③本件訂正請求を拒否する場合など、いずれの場合においても、本件訂正請求に関する党の調査結果及び見解等を、「しんぶん赤旗」及び党ウェブサイトに掲載することを求める。

以上